

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山事業(通常)	事業箇所	大月市	賑岡町浅利	平石	地区名	沢上沢(さわがみざわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要						(3)事業の妥当性評価		妥当	妥当でない
①課題・背景						①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)		○	
<p>本計画箇所は、大月市賑岡町浅利地区を流れる一級河川浅川の左支流に位置している。平成29年8月8日の台風5号による集中豪雨で、山腹が崩落し下流に土砂が流出したため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p>						<p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当。</p>		○	
②整備目標・効果						②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)		○	
<p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止 保全対象 人家 15戸 県道 121m 土砂整備率 (現況)0 % < 70% ※ 災害実績 有 (平成29年度8月8日 台風第5号) ※ 重要公共施設 無 ※</p>						<p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備。</p>		○	
						③経済妥当性		○	
						<p>費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 2.29 > 1.0</p> <p>・便益(B) = 248 百万円 ・費用(C) = 108 百万円</p>			
□副次目標						④事業実施・規模の妥当性		○	
						<p>・流域内は不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない。</p>			
□副次効果						⑤整備手法の有効性		○	
						<p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効。</p>			
						⑥環境負荷への配慮		○	
						<p>・切土法面は緑化し、裸地を残さない。 ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する</p>			
						⑦事業計画の熟度		○	
						<p>・地元大月市より強い要望あり</p>			
						<妥当性評価>			
						<p>・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断。</p>			
(2)整備内容と整備量						(4)事業間優先度評価			
①整備内容		谷止工1基 山腹工0.49ha				<p>・貢献度ランク: b 副次効果ランク: 2 優先度評価: III</p>			
②整備期間		平成30年度～平成32年度				(5)総合評価		○	
③総事業費		115百万円(国費 52百万円(1/2) 県費 63百万円(1/2))				<p>・(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施。</p>			
④全体計画		平成30年度 山腹工0.15ha 20百万円 平成31年度 谷止工1基 山腹工0.2ha 75百万円 平成32年度 山腹工0.14ha 20百万円				【事業位置図等】			
⑤規整備内容・期間・事業費									